

災害訴訟
防衛訴訟
市合
布談
由無線

二審も違法性認定

1200万円請求命令

旧湯布院町(現・由布市) 請求に基づき、町監査委員が二〇〇〇年に発注した防が「談合があった」として、災行政無線事業の入札に絡同社の得た不当な利得の返み、同市の住民(五)が「落還を求めるよう町に勧告札業者が談合で不当な利益した、町は請求しなかった。」「落札した沖電気工業(本社・東京都)に約四千四百万円の損害賠償を請求するよう求めた訴訟の控訴審判決が十九日、福岡高裁であった。石井宏治裁判長は一審大分地裁判決に続き談合の事実を認定、「由布市が支払い請求を怠るのは違法」と指摘した。

一審判決では由布市の損害額を住民側の主張通りに認めたが、石井裁判長は約千二百万円と算定し、同市に請求するよう命じた。同事業に関しては当時の町長や同社の社員ら計五人が有罪判決を受ける贈収賄事件に発展。住民監査たい」としている。

原告側は「談合の事実と、由布市の違法性を認めたことは評価できるが、損害額については不満が残る」とコメント。由布市と同社は「判決文を精査していないので、コメントは差し控えたい」としている。